

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

ウェルネスバレーの推進に係る新産業創出事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

愛知県大府市、東浦町

3 地域再生計画の区域

愛知県大府市、東浦町の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

大府市と東浦町は、2017年度から、「ウェルネスバレーの推進に係る新産業創出プロジェクト」として、地方創生推進交付金の交付を受け、ヘルスケア産業の創出を目的に健康長寿関連施設のヘルスケア関連の新製品・サービスのニーズとものづくり企業の技術力のマッチング事業や全国のヘルスケア業界の企業と地元ものづくり企業との商談会などの事業を実施している。これまでの取組により、ヘルスケア産業の創出に向けた新製品・サービスの上市（販売）件数は、毎年度1～3件の実績を上げているが、件数の拡大に至っていない。

<A 地方創生として目指す将来像（交付対象事業の背景）>に記載した将来像を実現するため、次の課題がある。

- ① ヘルスケア産業に取り組んでいるものづくり企業が固定化し、新規参入企業が少ない。
- ② ヘルスケア関連の製品・サービスのうち、医療機器は、ものづくり企業にとって、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく医療機器の製造販売業の許可を受けた企業との連携が必須という参入障壁がある。
- ③ 健康長寿関連施設からのニーズ提供がイベント開始時など、一過性のもの

になる傾向があり、マッチングに至らない。

④ 健康長寿関連施設の集積地、官民で組織するウェルネスバレー推進協議会といったウェルネスバレーが持つポテンシャルを生かし切れていない。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

大府市と東浦町は、国立長寿医療研究センター、あいち小児保健医療総合センター、あいち健康の森健康科学総合センターなど、健康・医療・福祉・介護施設（以下、「健康長寿関連施設」という。）が集積する「あいち健康の森」とその周辺地域において、日本屈指の健康長寿の一大拠点の形成を目指す「ウェルネスバレー」を推進している。このウェルネスバレーの基本理念の1つに「特色を活かした新産業の創出・育成」を位置付けており、地方創生関連の交付金を活用し、大府市・東浦町の自動車関連のものづくり企業を中心とする産業界と連携したヘルスケア産業の創出に取り組んでいる。

国においては、「未来投資戦略2018」のSociety 5.0の実現の中で「次世代ヘルスケア・システムの構築」を掲げ、データや技術革新の積極的な導入・活用により、個人・患者本位の新しい「健康・医療・介護システム」を2020年度を目途に構築し、医療機関や介護施設による個人に最適なサービス提供や保険者や個人による予防・健康づくりを進め、次世代ヘルスケア・システムの構築による健康寿命の延伸を目指しているところである。

大府市と東浦町は、国の方針を踏まえつつ、本地域の地方創生の取組として、行政、健康長寿関連施設、産業界が一体となり、全国有数の健康長寿関連施設の集積地であるウェルネスバレーの特長と大府市・東浦町の自動車関連のものづくり企業の高い技術力を生かしたヘルスケア産業の育成に係る持続的な取組を推進し、本地域を全国的なヘルスケア産業の先進地とすることを将来像とする。

【数値目標】

K P I	事業開始前	2020年度増加分	2021年度増加分
	(現時点)	1年目	2年目
大府市・東浦町の製造品等出荷額	1,198,902	12,000	4,000

(工業統計調査、経済センサス活動調査) (百万円)			
ヘルスケア関連の新製品・サービスの上市 (販売) 件数 (件)	5	5	5
健康・医療・福祉・介護現場のニーズの発信件数 (件)	73	20	20
実証フィールドの提供件数 (件)	1	1	1

2022 年度増加分 3 年目	2023 年度増加分 4 年目	2024 年度増加分 5 年目	K P I 増加分 の累計
4,000	4,000	4,000	28,000
5	5	5	25
20	20	20	100
1	1	1	5

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 の③及び5-3 のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金 (内閣府) : 【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

ウェルネスバレー版ヘルスケア産業育成システムの構築

③ 事業の内容

<B. 地方創生の実現における構造的な課題>を踏まえ、次の事業を実施する。

① 健康長寿関連施設のニーズとものづくり企業の技術力の「マッチン

グ」から、健康長寿関連施設とものづくり企業の「共同研究・開発」、福祉・介護施設などでの「実証事業」、上市（販売）に向けた「販路開拓」までの一連の流れに対する切れ目ない支援（「ウェルネスバレー版ヘルスケア産業育成システム」）を行う。また、新たに、これまでに上市（販売）の実績がある企業を始めとしたものづくり企業がヘルスケア産業振興ワーキンググループワーキンググループ（ウェルネスバレー推進協議会の下部組織として2019年度に設置）に参画し、本地域のヘルスケア産業の育成に向けた相互連携を強化する。

①② ヘルスケア関連の製品・サービスのうち、特に福祉・介護分野への取組を強化する。

②③ 健康長寿関連施設のニーズ提案力を高める研修を実施する。

④ ヘルスケア産業振興ワーキンググループにおいて、ウェルネスバレー版ヘルスケア産業育成システムを構築・運用する。健康長寿関連施設のうち、福祉・介護施設での実証実験の実施を市内外の企業から募るとともに、企業の実証実験を有料化（例：1件当たり10千円）する。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

ウェルネスバレー推進協議会の下部組織として「ヘルスケア産業振興ワーキンググループ」を設置し、ウェルネスバレー版ヘルスケア産業育成システムの構築・運用を行う。ヘルスケア関連（特に福祉・介護分野）の新製品・サービスの実証フィールドの提供を有料化し、自主財源を確保する。

【官民協働】

ウェルネスバレー推進協議会・ヘルスケア産業振興ワーキンググループ（2020年度から、ものづくり企業が参画）において、ウェルネスバレー版ヘルスケア産業育成支援システムを構築・運用する。大府商工会議所、東浦町商工会と連携し、地元のものづくり企業のヘルスケア産業への参入支援を行う。

【地域間連携】

大府市・東浦町をまたぐウェルネスバレーにおいて、両市町それぞれ

の特性・地域性を活かした連携を行う。必要に応じて他市町、他地域のコンソーシアムとの連携を図る。

【政策間連携】

大府市と東浦町は、健康長寿関連施設が集積する「あいち健康の森」とその周辺地区をウェルネスバレーと称し、健康長寿の一大拠点の形成を目指す「ウェルネスバレー」を推進している。ウェルネスバレーは、関係機関、産業界、地域住民との連携により、「健康づくり」、「医療」、「福祉」、「産業振興」など、様々な分野で、超高齢社会が抱える課題解決に向けた先駆的な事業に取り組み、国内外に情報発信する。

健康・医療・福祉・介護・産業界・行政などで構成するウェルネスバレー推進協議会が主体となり、事業を展開する。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

大府市：各年度9月に大府市行財政改革委員会において効果を検証する。指標達成のため、必要があれば、総合戦略や施策の見直しを図る。

東浦町：各年度6月に東浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略検討委員会において、事業内容及びKPIとその達成状況などを説明し、各委員から意見を聴取する。指標達成のため、当該年度の事業に反映させるほか、必要があれば、総合戦略や施策の見直しを図る。

【外部組織の参画者】

大府市：産業界（地元事業者の代表）、大学（県内大学教授及び准教授）、労働組合（連合愛知からの推薦者）、公認会計士、福祉分野のNPO代表

東浦町：大学教授、東浦町商工会事務局長、子育て関係、協働関係の代表者、住民公募委員 など

【検証結果の公表の方法】

大府市：検証後、大府市ホームページにおいて、速やかに検証結果を公表する。

東浦町：検証後、東浦町ホームページにおいて、速やかに検証結果を公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 12,325 千円

⑧ 事業実施期間

2020年4月1日から2023年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 大府市ががんばる事業者応援補助金

ア 事業概要

中小企業者などが取り組む新技術及び新事業の創出につながる研究開発事業や見本市への出展、国内・国外特許権の取得などを支援する。

イ 事業実施主体

大府市

ウ 事業実施期間

2020年4月1日から2023年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。